

有価証券の取引等の決済条件の照合等に関する規則の一部改正について

1 改正の趣旨

決済照合システム手数料について、金融商品取引清算機関に係る基本料金の料率の引下げを行うこととし、別紙のとおり「有価証券の取引等の決済条件の照合等に関する規則」の一部を改正することとする。

2 改正の概要

決済照合システム手数料について、以下のとおり、金融商品取引清算機関に係る基本料金の料率の引下げを行う。

区分	徴収対象者		徴収料率	
	現行	改正後	現行	改正後
基本料金	金融商品取引清算機関	株式会社日本国債清算機関	月額 175 万円に、当該金融商品取引清算機関の業務方法書において第 3 条第 1 号に定める業務を行わないことを認められた者 1 社につき 25 万円を加算した額	月額 160 万円に、株式会社日本国債清算機関の業務方法書において規則第 3 条第 1 号に定める業務を行わないことを認められた者 1 社につき 25 万円を加算した額

3 施行日

平成 22 年 5 月 1 日から施行する。

以 上

有価証券の取引等の決済条件の照合等に関する規則の一部改正について

1. 有価証券の取引等の決済条件の照合等に関する規則（平成 15 年 2 月 1 日通知）（下線部分変更）

新	旧																																						
別表（決済照合システム手数料表）	別表（決済照合システム手数料表）																																						
1.（略）	1.（略）																																						
料率 A	料率 A																																						
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">区分</th> <th style="width: 40%;">徴収対象者</th> <th style="width: 50%;">徴収料率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">基本料金</td> <td>(1) 略</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(2) 株式会社日本国債清算機関</td> <td>月額 160 万円に、株式会社日本国債清算機関の業務方法書において規則第 3 条第 1 号に定める業務を行わないことを認められた者 1 社につき 25 万円を加算した額</td> </tr> <tr> <td>(3) (略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>約定照合手数料</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>決済照合手数料</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>統合 Web 端末利用料金</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	区分	徴収対象者	徴収料率	基本料金	(1) 略	(略)	(2) 株式会社日本国債清算機関	月額 160 万円に、株式会社日本国債清算機関の業務方法書において規則第 3 条第 1 号に定める業務を行わないことを認められた者 1 社につき 25 万円を加算した額	(3) (略)	(略)	約定照合手数料	(略)	(略)	決済照合手数料	(略)	(略)	統合 Web 端末利用料金	(略)	(略)	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">区分</th> <th style="width: 40%;">徴収対象者</th> <th style="width: 50%;">徴収料率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">基本料金</td> <td>(1) 略</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(2) <u>金融商品取引清算機関</u></td> <td>月額 175 万円に、当該金融商品取引清算機関の業務方法書において第 3 条第 1 号に定める業務を行わないことを認められた者 1 社につき 25 万円を加算した額</td> </tr> <tr> <td>(3) (略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>約定照合手数料</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>決済照合手数料</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>統合 Web 端末利用料金</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	区分	徴収対象者	徴収料率	基本料金	(1) 略	(略)	(2) <u>金融商品取引清算機関</u>	月額 175 万円に、当該金融商品取引清算機関の業務方法書において第 3 条第 1 号に定める業務を行わないことを認められた者 1 社につき 25 万円を加算した額	(3) (略)	(略)	約定照合手数料	(略)	(略)	決済照合手数料	(略)	(略)	統合 Web 端末利用料金	(略)	(略)
区分	徴収対象者	徴収料率																																					
基本料金	(1) 略	(略)																																					
	(2) 株式会社日本国債清算機関	月額 160 万円に、株式会社日本国債清算機関の業務方法書において規則第 3 条第 1 号に定める業務を行わないことを認められた者 1 社につき 25 万円を加算した額																																					
	(3) (略)	(略)																																					
約定照合手数料	(略)	(略)																																					
決済照合手数料	(略)	(略)																																					
統合 Web 端末利用料金	(略)	(略)																																					
区分	徴収対象者	徴収料率																																					
基本料金	(1) 略	(略)																																					
	(2) <u>金融商品取引清算機関</u>	月額 175 万円に、当該金融商品取引清算機関の業務方法書において第 3 条第 1 号に定める業務を行わないことを認められた者 1 社につき 25 万円を加算した額																																					
	(3) (略)	(略)																																					
約定照合手数料	(略)	(略)																																					
決済照合手数料	(略)	(略)																																					
統合 Web 端末利用料金	(略)	(略)																																					
料率 B	料率 B																																						
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">区分</th> <th style="width: 35%;">徴収対象者</th> <th style="width: 50%;">徴収料率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>基本料金</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>約定照合手数料</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>決済照合手数料</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>統合 Web 端末利用料金</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	区分	徴収対象者	徴収料率	基本料金	(略)	(略)	約定照合手数料	(略)	(略)	決済照合手数料	(略)	(略)	統合 Web 端末利用料金	(略)	(略)	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">区分</th> <th style="width: 35%;">徴収対象者</th> <th style="width: 50%;">徴収料率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>基本料金</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>約定照合手数料</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>決済照合手数料</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>統合 Web 端末利用料金</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	区分	徴収対象者	徴収料率	基本料金	(略)	(略)	約定照合手数料	(略)	(略)	決済照合手数料	(略)	(略)	統合 Web 端末利用料金	(略)	(略)								
区分	徴収対象者	徴収料率																																					
基本料金	(略)	(略)																																					
約定照合手数料	(略)	(略)																																					
決済照合手数料	(略)	(略)																																					
統合 Web 端末利用料金	(略)	(略)																																					
区分	徴収対象者	徴収料率																																					
基本料金	(略)	(略)																																					
約定照合手数料	(略)	(略)																																					
決済照合手数料	(略)	(略)																																					
統合 Web 端末利用料金	(略)	(略)																																					
2. ～11.（略）	2. ～11.（略）																																						

2. 附則

この改正規定は、平成 22 年 5 月 1 日から施行する。